

平成二十年四月十四日提出
質問第一九二号

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する第二回質問主意書

提出者 鈴木宗男

長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第二四八号）を踏まえ、再度質問する。

一 現在外務省国際情報統括官組織国際情報官（第四担当）の任にある加賀美正人氏について、「前回答弁書」では「御指摘の職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）に基づいて適正に休暇を取得している。」と、現在も加賀美氏が長期休暇を取得中であるとの答弁がなされている。その一方で、本年二月十九日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六九第七七号）では、昨年十月十六日に福岡県立八女高等学校において、また同月十七日には福岡県大牟田北高等学校において外務省が行う「高校講座」の一環として加賀美氏が講演を行った旨の答弁がなされているが、「前回答弁書」では、長期休暇を取得している外務省職員が外務本省での勤務はしない一方で、外務省による「高校講座」等、高等学校等で外務省職員として講演等の活動を行ったという事例はこれまでにないとの答弁がなされているところ、加賀美氏が長期休暇を取得したのは、右の「高校講座」の一環として講演を行った昨年十月十六日と十七日以降であるとの認識に間違いはないか。確認を求めらる。

二 これまでの答弁書で、他の幹部職員等に加賀美氏が行うべき業務を代行等させていることにより、加賀美氏が長期休暇を取得していることで国際情報統括官組織における業務に支障は来していないとの答弁を外務省はしている。しかし、国際情報統括官組織の幹部職員の一人名である加賀美氏が長期休暇により職場におらず、他の職員がその業務を代行等せざるを得ない状況にあるということは、少なくとも加賀美氏の長期休暇により同組織に所属する他の職員への負担は増しているものと思料するが、外務省の見解如何。

三 加賀美氏はいつ頃長期休暇を終え、職務に復帰する予定か。

四 国際情報統括官組織の幹部職員の一人名である加賀美氏が一日も早く職務に復帰することが、我が国の利益上望ましいと思料するが、外務省の見解如何。

右質問する。